

個人用火災総合保険 2021年4月改定に関するご案内

いつも共栄火災の火災保険をご利用いただきありがとうございます。

さて、2019年度の火災保険参考純率※改定およびこれまでの保険金支払状況等を踏まえ、共栄火災では個人用火災総合保険について、保険料改定を含む次の商品改定を実施いたしますので、その概要をご案内いたします。

この改定により保険料や補償内容の一部が変更となる可能性がありますので、ご継続のお手続の際には、今一度ご契約内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

※参考純率とは、損害保険料率算出機構が共栄火災を含む会員損保会社の保険金支払データ等を基に算出した保険純率（保険料のうち支払保険金に充当する部分）であり、共栄火災が自社の火災保険の保険料を決定する際に参考としているデータのひとつです。

1. 保険料の改定

(1) 保険料水準の見直し 2021年1月改定 2021年4月改定

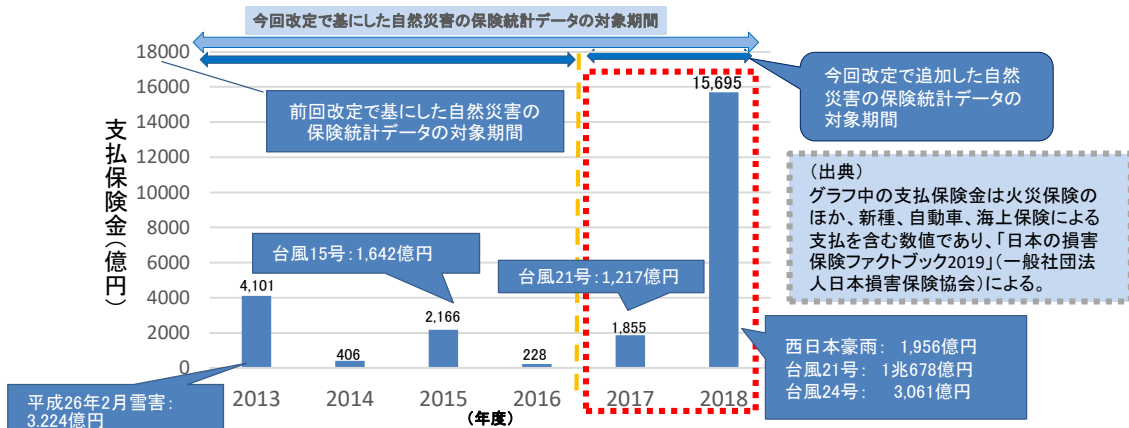
近年、豪雨や台風等の自然災害による被害が多発・甚大化しており、保険金支払の増加傾向が続いています。共栄火災ではこのような状況を踏まえ、個人用火災総合保険の保険料を改定※¹いたします。

改定後の保険料は、都道府県・建物の構造・建物の築年数※²等によって引上げ・引下げとなる場合があります。

※¹ 2021年1月以降保険始期の契約から改定後の保険料を適用します。なお、2021年4月に建物の保険料を再改定しますので、2021年4月1日以降保険始期の契約のうち、建物についてはこの再改定後の保険料を適用します。

※² 建物の築年数による保険料水準の相違については、後記「建物建築年別料率について」をご参照ください。

＜主な風水災等による年度別保険金支払額＞ 「【火災保険】参考純率改定のご案内（損害保険料率算出機構作成）」より抜粋

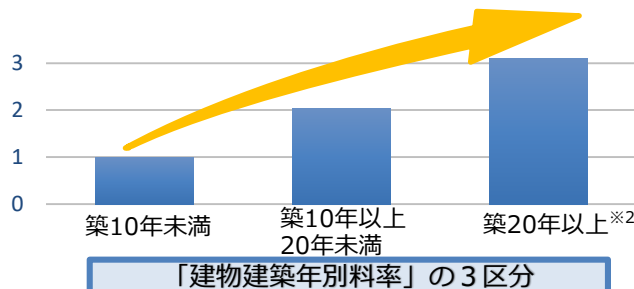


建物建築年別料率について

個人用火災総合保険では、建物の築年数の経過に伴い保険金支払が増加する傾向があるため、建物を築年数ごとに「築10年未満」「築10年以上20年未満」「築20年以上」の3区分に分け、それぞれの保険金支払状況を建物の保険料に反映した「建物建築年別料率」を導入しています。

なお、「建物建築年別料率」は、「築10年未満」の区分で保険料が最も安く、「築20年以上」の区分で保険料が最も高くなります。したがって、ご契約の継続時にこの区分が変更となる場合は、保険料が引上げとなります。詳細は、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

＜個人用火災総合保険の建物の保険金支払状況※¹＞



※¹ グラフは、「築10年未満」の区分の水準を1とした場合の個人用火災総合保険の2014年度～2018年度の保険金支払状況を表したものです。

※² 「築20年以上」の区分には、建築年月不明の建物を含みます。建築年月が不明である場合には、最も高い区分の保険料が適用されます。建物のご契約については、正確な建築年月のご申告をお願いいたします。

(2) その他の保険料に関する改定 2021年1月改定

- ・家財の保険料は、現在は構造（M構造・T構造・H構造）別かつ都道府県別で区分していますが、保険金の支払状況等を踏まえ、改定後は耐火（M構造およびT構造）・非耐火（H構造）別かつ全国一律の区分といたします。地域・構造によっては保険料が引上げとなりますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・保険期間6年以上の長期契約の保険料水準を見直します。

裏面に続きます

2. 商品の改定

特定設備水災補償特約の新設

2021年1月改定

建物に付加された、またはその建物と同一敷地内にある下記の機械設備が水災により損害を受けた場合に、個人用火災総合保険における損害保険金の支払条件に該当しない水災（床上浸水に至らない場合や、その損害が価額の30%に満たない場合等）であっても、保険金をお支払いする特約を新設しました。

●お支払いする保険金

1回の事故につき、100万円を限度として損害の額をお支払いします。

●補償の対象となる機械設備の例

①空調・冷暖房設備（エアコン室外機等）、②充電・蓄電・発電設備（太陽光発電システム等）、
③給湯設備（エコキュート等）、④①～③の各設備に付随する配線・配管・ダクト設備

●特約を付帯できる条件

お客さまのご希望により、保険の対象に建物を含み、水災を補償対象とする契約プラン（1型・2型・3型）のご契約に付帯することができます。

その他の主な改定内容

2021年1月改定

●個人賠償責任特約において、次の改定を実施します。

- ・日本国内で生じた事故による電車の運行不能等に対する賠償損害を新たに補償します。
- ・保険証券記載の被保険者以外の被保険者（別居の未婚のお子さまなど）が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する賠償損害を新たに補償します。
- ・高額賠償に備え、保険金額2億円のプランを新たに設定します。

●賃貸住宅専用商品「すまいるリビング」において、大家さんへの補償である借家人賠償責任と修理費用をオールリスク化（従来の火災等の事故のほか、不測かつ突発的な事故まで補償）する改定を実施します。

●施設賠償責任特約において、これまで補償対象外としていた昇降機の所有・使用・管理に起因する賠償損害を新たに補償します。

※上記のほか「水道管修理費用保険金」を「水道管凍結損壊修理費用保険金」に名称変更する、同性パートナーをご契約上の「配偶者」とする等の改定をあわせて実施します。

補償内容の拡充についてご案内いたします。この機会にぜひご検討ください。

(1) 家財の補償のご案内

家財は建物と別に火災保険にご加入いただかなければ、補償の対象となりません。共栄火災の個人用火災総合保険では、建物と家財をセットでご契約いただくと家財の火災保険料が10%割引となる「建物・家財セット割引」もあります。セットでのご契約をぜひご検討ください。

(2) 水災補償のご案内

近年、豪雨などによる水災が多発しており、建物や家財の被害が甚大化する傾向にあります。万一来て備えて「水災」を補償する契約プラン（1型・2型・3型）をぜひご検討ください。

(3) 地震保険のご案内

火災保険だけでは地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償することができません。地震保険は火災保険とセットでの契約となりますので、建物・家財についてご加入をご検討ください。
※地震保険の保険料には、建物・家財セット割引は適用されません。

ご案内

- このご案内は「個人用火災総合保険の改定」の概要をご説明したものです。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

PB018500 (21.04)
B20-2132-20220114